

令和2年度 第1回 島田市景観審議会議事録

日時：令和2年11月13日（金）10:00～10:25

場所：プラザおおるり3階第3多目的室

【出席者】（9名）

	氏名	役職等
会長	北川 雅之	島田商工会議所 専務理事
副会長	寒竹 伸一	静岡文化芸術大学 副学長
委員	土屋 和男	常葉大学 教授
	小澤 弘美	島田市商工会
	土屋 義明	島田市観光協会
	松村 裕子	志太建築士会
	長屋 正	自治会長連合会（島田地区）
	木田 輝男	自治会長連合会（金谷地区）
	藁科 博	自治会長連合会（川根地区）
市職員	田崎 武明	都市基盤部長
	大畑 和弘	都市政策課長
	大池 信司	都市政策課 都市政策推進係 係長
	田村 享広	都市政策課 都市政策推進係 主査
	市川 智規	都市政策課 都市政策推進係 主査

※欠席（1名）・・・朝倉 純夫委員（島田建設業協会）

【大池係長】

皆様には、大変御多用のなか、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から、第1回島田市景観審議会を開催いたします。

本日、この審議会の進行を務めさせていただきます都市政策課の大池でございます。

開会に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。

- ① 「令和2年度 第1回島田市景観審議会 次第」
- ② 「島田市景観審議会委員名簿」
- ③ 「議案2号 島田市景観計画の変更」
- ④ 「参考資料1」
- ⑤ 「参考資料2」
- ⑥ 「島田市景観条例」
- ⑦ 「島田市景観条例施行規則」

以上、ご確認ください。よろしいでしょうか。

足りないものがあればお申し出ください。

開会にあたり、田崎都市基盤部長から御挨拶申し上げます。

【田崎部長】

挨拶

【大池係長】

ありがとうございました。

ここで、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、名簿順に寒竹先生から自己紹介をお願いしたいと思います。なお、朝倉委員におかれましては所要の為、欠席との連絡を受けています。

【委員全員】

自己紹介

【大池係長】

ありがとうございました。

【職員全員】

自己紹介

【大池係長】

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

本日の会議につきましては、定数10名のうち、9名のご出席をいただいておりますので、定数の過半数を超えておりますので、島田市景観条例等施行規則第18条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

では、これより議事に入ります。まず、会長及び副会長の選出についてです。

なお、本審議会の会長は、景観条例等施行規則第17条第2項の規定により委員の互選により定めることとなっておりますので、どなたか、御推薦があればお願いいたします。

【小澤委員】

これまでもご経験があります北川委員を会長に、寒竹委員を副会長に推薦したいと思います。

【大池係長】

ただいま、小澤委員から北川委員を会長に、寒竹委員を副会長にとの推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

【大池係長】

ありがとうございます。それでは、北川委員に会長を、寒竹委員に副会長をお願いいたします。北川委員は、中央の会長席に移動をお願いいたします。

それでは、これからの議事進行を北川会長にお願いいたします。

【北川会長】

ただいま、島田市景観審議会の会長に選出されました、北川です。委員の皆様方には、大変お忙しい中、当審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。皆様方のご協力をいただきながら、円滑な議事進行に努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは次第に沿って進めます。

議案第2号「島田市景観計画の変更 重点地区の追加」について、事務局の説明をお願いします。

【田村主査】

～資料により説明～

【北川会長】

事務局の説明が終わりましたが、委員の皆様からご質問等がありましたらお願いします。

【寒竹委員】

議案第2号1ページ目の景観形成基準の中にある屋根の形態規制において、切妻・寄棟・片流れの勾配屋根を「基本とする」とあります。ですので、2ページ目の参考図にある屋根の形態の説明文にも「基本とする」と入れてはどうでしょうか。

【田村主査】

はい。2ページ目の参考図説明文にも「基本とする」を追加します。ありがとうございます。

【北川会長】

参考資料の2の地区計画にはC地区が入っていて、議案第2号の重点地区には入っていませんが、この関係性はどのようになっていますか。

【田村主査】

地区計画におきましては、地権者様の合意を得てABC地区を区域とし、参考資料2の規制分類表にもありますように、C地区の規制は敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度のみとしています。そのため景観重点地区は、地権者様の意向を踏まえAB地区のみとし、良好な景観形成を図ります。

【大畑課長】

補足をいたします。この地区の地権者様は一人ですが、やはり計画を進める中で、最終的に地権者様の合意がないと進められません。この合意形成の中で、AB地区については、かなりの網をかけ、市の方で地区計画、景観重点地区、地権者様の方で景観協定という景観に係る3つの計画で規制をかけていきます。C地区においては通常の土地利用事業と同じで、なるべく規制をかけないでほしいとの地権者様の依頼もありましたが、その中でも地区計画で敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度をかけることについては、了解していただいたという経過があります。

【北川会長】

ありがとうございます。

他にはよろしいでしょうか。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第2号「島田市景観計画の変更 重点地区の追加」については、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

【北川会長】

ありがとうございます。

では、異議なしと認めます。

今後、疑問点等が出てきましたら、事務局の方に直接お問い合わせいただく、ということをお願いいたします。

以上をもちまして、令和2年度 第1回島田市景観審議会を終了いたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。